

○ 付議事案「郵便配達員は、配達時には、制帽を着用してインターホンのモニターに映ってほしい」

第 117 回会議

1. 開催日 令和 3 年 11 月 26 日（金）
2. 場所 大阪合同庁舎第 2 号館 7 階 近畿管区行政評価局会議室
3. 出席者 藪野座長、黒川委員、白井委員、白國委員、砂田委員、藤原委員、山谷委員、事務局
4. 審議で出された主な意見
 - ・ 超高齢社会であり、独り暮らしが増えていく中で、防犯上の観点からも制帽の着用は重要である。また、制帽の着用によって再配達削減につながれば、結果として地球温暖化の防止にも資すると思われる。
 - ・ 相談者は、制帽を着用している他の宅配事業者の配達員の来訪時は安心して応答できるとしている。制帽の着用で安心できる人もおられるということであり、日本郵便株式会社の社員就業規則でも規定があるので、着用の励行を求めるのがよいのではないか。
 - ・ 国土交通省が公表している資料によると、再配達率が 2 割もあることに驚いた。制帽の着用により、再配達削減につながっていけばよいのではないか。
 - ・ 昨日（行政苦情救済推進会議の前日）、郵便配達 2 回あり、インターホンのモニターで確認したところ、午前中に来宅した配達員はヘルメットを着用していたが、夜 7 時頃に来宅した配達員は制帽を着用していなかった。その一方で、私の自宅の近くに、相談者が安心して対応できるとしている宅配事業者の配送センターがあるが、全ての社員が制帽を着用していた。日本郵便株式会社近畿支社は指導だけではなく、点検及びフォローもしていかなければいけない。

（当局ホームページ：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>）